



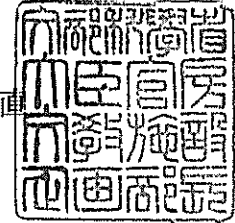
27文科施第11号  
平成27年4月10日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

関 靖



(印影印刷)

### 学校施設環境改善交付金交付要綱等の改正について（通知）

このたび、学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23文科施第3号）及び公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日付け18文科施第188号）を改正しましたのでお知らせします。

改正の概要は下記のとおりですので、平成27年度予算からの適用に当たって、事務処理上遺漏のないよう取り計らっていただくとともに、学校施設環境改善交付金を活用した施設整備を推進していただくようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村長及び市町村教育委員会に対して、このことを周知していただくようお願いします。

### 記

#### 1. 学校施設環境改善交付金交付要綱について

- (1) 幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園の施設整備に対する支援を引き続き実施するため、幼稚園に「幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む」こととしたこと。あわせて、別表1・2各項の配分基礎額の算定方法及び算定割合について、幼保連携型認定こども園を幼稚園と同等となるよう位置づけたこと（別表1の1，3，5，17，別表2の3）。
- (2) 長寿命化改良事業について、別表1の2とするとともに、対象となる経費について、「構造上危険な状態にあるもの」を削除し「構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過したもの」に替えたこと（別表1の2）。
- (3) 大規模改造（統合）を廃止し、「学校統合に伴う既存施設の改修」を創設するとともに、当該事業の算定割合の特例について、現行の統合に伴う新增築事業と同等の内容としたこと（別表1の8）。

(4) 屋外教育環境整備事業の期限を5年間延長し、平成27年度から平成31年度までとしたこと(別表1の9)。

(5) その他、内容の明確化を図るため所要の改正を行ったこと(別表1の7, 20, 22, 23)。

## 2. 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目について

(1) 幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園の施設整備に対する支援を引き続き実施するため、幼稚園に「幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む」こととしたこと。また、「第4 公立学校建物の校舎等基準表」の幼稚園基準における預かり保育加算について、平成27年4月1日から施行された子ども・子育て支援新制度に対応するよう改めたこと(第1の3, 21, 第4の1.)。

(2) 長寿命化改良事業の制度改正に伴い、長寿命化改良事業は耐力度の測定とは異なる手法で建物の現況を調査することとするため、長寿命化改良に必要な調査に要する経費を本工事費及び附帯工事費に追加したこと(第1の14, 15)。

(3) 不適格改築事業の対象となる「教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの」に、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるものを加えたこと(第1の48)。

(4) 学校給食施設の炊飯給食施設及び附帯施設(炊飯給食施設)について、対象事業の取扱いは、原則として新規に整備を図る場合に限定することを明記したこと(第4の6.)。

(5) その他、所要の改正を行ったこと(第1の5, 第2の8)。

(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画部施設助成課

法規係 菅野, 加藤

電話 03-5253-4111 (代表)

3197, 2000 (内線)

○学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23文科施第3号）新旧対照表（平成27年4月10日改正）

（下線部は改正箇所）

改正後					改正前				
別表1（本土に係るもの）					別表1（本土に係るもの）				
項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合	項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
1	構造上危険な状態にある建物の改築	(略)	(略)	(略)	1	構造上危険な状態にある建物の改築等	(略)	(略)	(略)
		幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）の園舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費	次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 一 改築後の当該幼稚園の予定学級数に応ずる	(略)			幼稚園の園舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費	次に掲げる面積のうちいずれか少ない面積から第二号に掲げる面積のうち危険でない部分の面積を控除して得た面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 一 改築後の当該幼稚園の予定学級数に応ずる	(略)

			<p>必要面積(当該幼稚園に在籍する満三歳以上の園児に対する保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあっては、当該面積に、文部科学大臣が必要と認める面積を加えた面積)</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p> <p>ただし、<u>幼保連携型認定こども園</u>にあっては文部科学大臣が必要と認める面積に<u>1平方メートル当たりの建築の単価等</u>を乗じたものとする。</p>				<p>必要面積(預かり保育を行い、預かり保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあっては、当該面積に、<u>預かり保育幼児数</u>に<u>応じ</u>文部科学大臣が必要と認める面積を加えた面積)</p> <p>二 改築を行う年度の5月1日における保有面積</p>		
2	長寿命化	小学校， 中学	(略)	(略)			小学校， 中学	(略)	(略)

	改良事業	校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校及び幼稚園の建物（幼稚園にあっては園舎。以下同じ。）で <u>構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過したもの</u> の長寿命化改良に要する経費				校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校及び幼稚園の建物（幼稚園にあっては園舎。以下同じ。）で <u>構造上危険な状態にあるもの</u> の長寿命化改良に要する経費			
3	不適格改築	(略)	<u>1の項の例により算定するものとする</u>	(略) ----- (算定割合の特例) ア・イ (略)  ウ <u>幼保連携型認定こども園の建物で，地震による倒壊の危険性が高いもの</u> のうち、 <u>やむを得ない理由により補</u>	2	不適格改築	(略)	<u>前項の例により算定するものとする</u>	(略) ----- (算定割合の特例) ア・イ (略)  <u>(新設)</u>

				強が困難なものにあっては1/2 エ～キ (略)					ウ～カ (略)
<u>4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>5</u>	補強	(略)	補強工事を行う年度の5月1日における保有面積のうち、補強を要する建物の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 ただし、 <u>幼保連携型認定こども園</u> にあっては文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	(略) ----- (算定割合の特例) ア～ウ (略) エ <u>幼保連携型認定こども園</u> の建物で、 <u>地震による倒壊の危険性が高いもの</u> にあっては2/3 オ～カ (略)	<u>4</u>	補強	(略)	補強工事を行う年度の5月1日における保有面積のうち、補強を要する建物の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	(略) ----- (算定割合の特例) ア～ウ (略) <u>(新設)</u>  エ～オ (略)

<u>6</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>7</u>	大規模改造（質的整備）	小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼稚園の建物等の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費（ただし，高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては校内LAN整備工事に限り，特別支援学校にあつては余裕教室の改修，幼稚園にあつては余裕教室の改修及び校内LAN整備工事は除く。） ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための	(略)	(略)

<u>5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>6</u>	大規模改造（質的整備）	小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼稚園の建物の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費（ただし，高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては校内LAN整備工事に限り，特別支援学校にあつては余裕教室の改修，幼稚園にあつては余裕教室の改修及び校内LAN整備工事は除く。） ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための	(略)	(略)

		<p>建物の内部改造に係る工事</p> <p>イ 法令等に適合させるための施設整備工事</p> <p>ウ 建物の校内LAN整備に係る工事</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 建物の空調設置に係る工事</p> <p>カ～ク (略)</p>				<p>内部改造工事</p> <p>イ 法令等に適合させるための工事</p> <p>ウ 校内LAN整備工事</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 空調設置工事</p> <p>カ～ク (略)</p>			
8	<p>学校統合に伴う既存施設の改修</p>	<p>小学校又は中学校の学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の改修に要する経費</p>	(略)	<p>1/2</p> <p>-----</p> <p>ア 離島振興対策実施地域に所在する小学校及び中学校の校舎にあっては5.5/10</p> <p>イ 奄美群島に所在する小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場</p>	7	<p>大規模改造(統合)</p>	<p>小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の大規模改造(学校統合に伴うものに限る。)に要する経費</p>	(略)	<p>1/3</p> <p>-----</p> <p>財政力指数が1.00を超える都道府県又は市町村の設置するものにあつては2/7</p>



にあって  
は5.5/10

ウ 水源法

第9条に  
規定する  
指定ダム  
で政令で  
指定する  
ものの建  
設に対応  
する事業  
であって  
同法第4  
条に規定  
する水源  
地域整備  
計画に基  
づく事業  
にあって  
は5.5/10

エ 過疎法

第2条に  
基づく過  
疎地域に  
所在する  
小学校及  
び中学校  
の校舎及  
び屋内運  
動場にあ  
っては5.5  
/10

オ 原発特

措法第3

				<u>条に定める原子力発電施設等立地地域に所在する小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場</u> <u>は5.5/10</u>					
<u>9</u>	屋外教育環境の整備に関する事業	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校及び幼稚園の屋外教育環境施設（屋外における教育環境整備の施設（植栽のための立木，芝生を含む。）であり，屋外運動場（幼稚園にあっては屋外運動広場）のための施設，屋外集会のための施設（幼稚園において	（略）	（略）	<u>8</u>	屋外教育環境の整備に関する事業	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校及び幼稚園の屋外教育環境施設（屋外における教育環境整備の施設（植栽のための立木，芝生を含む。）であり，屋外運動場（幼稚園にあっては屋外運動広場）のための施設，屋外集会のための施設（幼稚園に	（略）	（略）



			<p>在籍する満三歳以上の園児に対する保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあっては、当該面積に、文部科学大臣が必要と認める面積を加えた面積)</p> <p>二 新築又は増築を行う年度の5月1日における保有面積</p> <p>ただし、<u>幼保連携型認定こども園</u>にあっては、<u>文部科学大臣</u>が必要と認める面積に1平方メートル当たりの<u>建築の単価等</u>を乗じたものとする。</p>				<p>行い、<u>預かり保育</u>のための専用の空間を設ける幼稚園にあっては、当該面積に、<u>預かり保育幼児数</u>に<u>応じ</u>文部科学大臣が必要と認める面積を加えた面積)</p> <p>二 新築又は増築を行う年度の5月1日における保有面積</p>		
18・19	(略)	(略)	(略)	(略)	17・18	(略)	(略)	(略)	(略)

20	火山	火山法第3条の避難施設緊急整備計画に基づき不燃堅牢化を図る必要がある義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備（ドライシステムによるものに限る。）及び学校給食の改善充実に必要な施設設備の改築に要する経費	23の項の例により算定するものとする。	(略)	19	火山	火山法第3条の避難施設緊急整備計画に基づき不燃堅牢化を図る義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備（ドライシステムによるものに限る。） <u>以下同じ。</u> ）及び学校給食の改善充実に必要な施設設備の改築に要する経費	22の項の例により算定するものとする。	(略)
21	(略)	(略)	(略)	(略)	20	(略)	(略)	(略)	(略)
22	学校給食施設の増築	義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備（ <u>ドライシステムによるものに限る。</u> ）及び学校給食の改善充実に必要な施設設備の新築又は増築に			21	学校給食施設の増築	義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備及び学校給食の改善充実に必要な施設設備の新築又は増築に要する経費（財政力指数0.5未満のへき地の		

		要する経費(財政力指数0.5未満のへき地の学校にあっては改修に要する経費を含む。)				学校にあっては改修に要する経費を含む。)			
23	学校給食施設の改築	義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備(ドライシステムによるものに限る。)及び学校給食の改善充実に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適正規模にするため及び参加校若しくは児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘であるための施設の改築又は保健衛生上、機能上、構造上及			22	学校給食施設の改築	義務教育諸学校における学校給食の開設及び学校充実に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適正規模にするため及び参加校若しくは児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘であるための施設の改築又は保健衛生上、機能上、構造上及び学校管理運営上不適切と文部科学大臣が		







○公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日付け18文科施第188号）新旧対照表  
 （平成27年4月10日改正）

（下線部は改正箇所）

改正後	改正前
<p>第1 用語の意義</p> <p>3 校舎（義務法2条2項，災害令1条1項）又は園舎                  学習及び学校の管理運営を行うための中心的施設であり，普通教室，特別教室，多目的教室，専用講堂，遊戯室等の保育，遊戯，授業，学習，実験実習，視聴覚教育，特別活動等を行う室（屋内運動場に附属するクラブ活動室を除く。），校長室，職員室，保健衛生室，給食室，用務員室，便所等の管理関係室，理科附属室，物置等の附属室及び上記各室に付随する玄関，昇降口，階段，渡り廊下（吹き抜けの渡り廊下（両面が壁（腰壁は壁ではないものとする。）で囲まれていない渡り廊下。以下同じ。）を除く。）等の通路部分をいう。</p> <p>ただし，小学校，中学校，中等教育学校の前期課程及び幼稚園（特別支援学校の小学部，中学部及び幼稚部並びに幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。）の温室及び畜舎は含まない。</p> <p>5 集会室（へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）3条3号，離島振興法（昭和28年法律第72号）7条7項2号）                  へき地学校又は離島学校に設けられる体育，音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設をいう。</p> <p>14 本工事費（義務法4条，災害法4条）                  本工事に要する経費（基本設計（国庫負担金等の対象となる基本設計に限る。以下同じ。），実施設計及び工事</p>	<p>第1 用語の意義</p> <p>3 校舎（義務法2条2項，災害令1条1項）又は園舎                  学習及び学校の管理運営を行うための中心的施設であり，普通教室，特別教室，多目的教室，専用講堂，遊戯室等の保育，遊戯，授業，学習，実験実習，視聴覚教育，特別活動等を行う室（屋内運動場に附属するクラブ活動室を除く。），校長室，職員室，保健衛生室，給食室，用務員室，便所等の管理関係室，理科附属室，物置等の附属室及び上記各室に付随する玄関，昇降口，階段，渡り廊下（吹き抜けの渡り廊下（両面が壁（腰壁は壁ではないものとする。）で囲まれていない渡り廊下。以下同じ。）を除く。）等の通路部分をいう。</p> <p>ただし，小学校，中学校，中等教育学校の前期課程及び幼稚園（特別支援学校の小学部，中学部及び幼稚部を含む。）の温室及び畜舎は含まない。</p> <p>5 集会室（へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）3条3号，離島振興法（昭和28年法律第72号）7条8項2号）                  へき地学校又は離島学校に設けられる体育，音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設をいう。</p> <p>14 本工事費（義務法4条，災害法4条）                  本工事に要する経費（基本設計（国庫負担金等の対象となる基本設計に限る。以下同じ。），実施設計及び工事</p>

監理委託並びに耐力度の測定（国庫負担金等の対象となる耐力度の測定に限る。以下同じ。）、耐震診断（国庫負担金等の対象となる耐震診断に限る。以下同じ。）及び長寿命化改良に必要な調査（国庫負担金等の対象となる調査に限る。以下同じ。）に要する経費を含む。）をいう。

15 附帯工事費（義務法4条，災害法4条）

附帯工事に要する経費（基本設計，実施設計及び工事監理委託並びに耐力度の測定，耐震診断及び長寿命化改良に必要な調査に要する経費を含む。）をいう。

21 必要面積（義務法5条，5条の2，5条の3）

小学校，中学校，中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部及び中学部の校舎若しくは屋内運動場又は幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）の園舎に係る場合は，当該学校の学級数に応ずる必要面積をいい，これら以外の建物に係る場合は，当該学校の児童等1人当たりの基準面積に当該学校の児童等の数（寄宿舍にあっては，収容する児童等の数とする。以下同じ。）を乗じて得た面積をいう。

48 教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの

耐震力不足建物であるもの，教育機能の向上及び校地の有効利用等の教育条件の改善を図るために全面改築を行わなければならない建物で全面改築条件を満たすもの，校地の有効利用等の観点から適正配置を行わなければならない建物で適正配置条件を満たすもの及び津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域（以下、「津波浸水想定区域」という。）内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるものをいう。

監理委託並びに耐力度の測定（国庫負担金等の対象となる耐力度の測定に限る。以下同じ。）及び耐震診断（国庫負担金等の対象となる耐震診断に限る。以下同じ。）に要する経費を含む。）をいう。

15 附帯工事費（義務法4条，災害法4条）

附帯工事に要する経費（基本設計，実施設計及び工事監理委託並びに耐力度の測定及び耐震診断に要する経費を含む。）をいう。

21 必要面積（義務法5条，5条の2，5条の3）

小学校，中学校，中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部及び中学部の校舎若しくは屋内運動場又は幼稚園の園舎に係る場合は，当該学校の学級数に応ずる必要面積をいい，これら以外の建物に係る場合は，当該学校の児童等1人当たりの基準面積に当該学校の児童等の数（寄宿舍にあっては，収容する児童等の数とする。以下同じ。）を乗じて得た面積をいう。

48 教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの

耐震力不足建物であるもの，教育機能の向上及び校地の有効利用等の教育条件の改善を図るために全面改築を行わなければならない建物で全面改築条件を満たすもの及び校地の有効利用等の観点から適正配置を行わなければならない建物で適正配置条件を満たすものをいう。

(1) ～ (3) (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 津波浸水想定区域内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるもの

津波浸水想定区域内にある建物で、津波による災害を防止又は軽減するため、改築による建物の移転が必要と認められるもの又は従前の建物の改築による建物の高層化が必要と認められるものをいう。

## 第2 経費の算定方法

### 8 負担金等算定の基礎となる施設

負担金等算定の基礎となる施設は、当該学校等の設置者が所有権を有するものであることを原則とする。ただし、当該学校等の設置者が所有権を有しない場合においても、次に掲げる場合は、当該施設を負担金等算定の基礎とする。

(1) (略)

(2) 小学校又は中学校の学校統合に伴い、当該施設を借用して改修するとき

(3) 特別支援学校の教室不足を解消するため、当該施設を借用して改修するとき

## 第4 公立学校建物の校舎等基準表 基準表

### 1. 幼稚園基準（災害令1条3項）

(1) 園舎（屋内運動場を含む。）一学級数に应ずる園舎必要面積－

注) 1・2 (略)

3 当該幼稚園に在籍する満三歳以上の園児に対して保育を行い、保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあつては、上各表によって計算された学級数に应ずる必要面積に、加算対象園児数（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号

(新設)

## 第2 経費の算定方法

### 8 負担金等算定の基礎となる施設

負担金等算定の基礎となる施設は、当該学校等の設置者が所有権を有するものであることを原則とする。ただし、当該学校等の設置者が所有権を有しない場合においても、次に掲げる場合は、当該施設を負担金等算定の基礎とする。

(1) (略)

(新設)

(2) 特別支援学校の教室不足を解消するため、当該施設を借用して改修するとき

## 第4 公立学校建物の校舎等基準表 基準表

### 1. 幼稚園基準（災害令1条3項）

(1) 園舎（屋内運動場を含む。）一学級数に应ずる園舎必要面積－

注) 1・2 (略)

3 預かり保育を行い、預かり保育のための専用の空間を設ける幼稚園にあつては、上各表によって計算された学級数に应ずる必要面積に、預かり保育幼児数に应じ、次表の面積を加えた面積とする。

に該当する園児及び一時預かり事業等（児童福祉法  
 祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3  
 5第1号に規定する一般型一時預かり事業及び同条第  
 2号に規定する幼稚園型一時預かり事業（従来の預  
 かり保育を含む。）をいう。）を1日2時間以上継続  
 的に利用する園児の数）に応じ、次表の面積を加え  
 た面積とする。

（単位：㎡）

加算対象園児 数	20人以下	21人～35人	36人以上
加算面積	88	132	176

6. 学校給食施設基準

(1) 単独校調理場

ウ 炊飯給食施設

炊飯給食施設の対象事業の取扱いは、原則として炊  
 飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合（増築  
 含む。）に対象とする。

エ 附帯施設（炊飯給食施設）

附帯施設（炊飯給食施設）の対象事業の取扱いは、  
 原則として炊飯給食施設の新築、増築と併せて新規に  
 整備を図る場合に対象とする。

(2) 共同調理場

ウ 炊飯給食施設

炊飯給食施設の対象事業の取扱いは、原則として炊  
 飯給食施設を現有せず、新規に整備を図る場合（増築  
 含む。）に対象とする。

（単位：㎡）

預かり保育幼 児数	20人以下	21人～35人	36人以上
加算面積	88	132	176

6. 学校給食施設基準

(1) 単独校調理場

ウ 炊飯給食施設

エ 附帯施設（炊飯給食施設）

(2) 共同調理場

ウ 炊飯給食施設

エ 附帯施設（炊飯給食施設）

附帯施設（炊飯給食施設）の対象事業の取扱いは、原則として炊飯給食施設の新築，増築と併せて新規に整備を図る場合に対象とする

エ 附帯施設（炊飯給食施設）